

議案
第 53 号 ▶ 可決

特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める 条例の一部改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

問 第23条中の「掲示」するもののうちの「重要事項」とはどういったものか。

答 保育料や苦情解決手段等の、保育所運営にあたり利用者に公表すべき事項である。

問 第5条の改正は、重要事項説明等をウェブページでの公開を目的としているとの解釈でよいのか。また、ウェブページを開設していない事業者に対して罰則等はあるのか。

答 改正目的は、そのとおりである。ウェブページ未開設の事業者には、定期的に実施している指導監査で対応について指摘することになるが、罰則規定は設けていない。

議案
第 54 号 ▶ 可決

家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

問 保育士の配置基準が変更されることになるが、条例中には基準を満たしていない施設に対する罰則規定は明示されていない。努力義務という理解でよいのか。

答 適正配置を行うことが必要となるが、罰則規定は設けられていない。

問 改正に基づく配置基準を満たすことができなかった保育施設について、保育士雇用に関する猶予期間は、設定されているか。

答 国からは猶予期間の明示はないため、各施設の状況により、配置基準に応じた保育士の雇用をお願いしていくこととなる。

議案
第 55 号 ▶ 可決

手数料条例の一部改正

建築基準法の一部改正に伴い、所要の文言整理を行うものです。

工事請負変更契約

議案
第 58 号 ▶ 可決

荊我学校橋架替工事（第二期） 請負契約の変更契約の締結

掘削する箇所の土の条件が想定以上に悪く相当の時間を要したことや、降雨による掘削箇所の浸水が発生し、工事の進捗が遅れたため、履行期限を7年3月25日まで、約6か月延長する変更契約を締結するものです。



工事中の荊我学校橋の現状

議案
第 59 号 ▶ 可決

白岡宮代線整備工事（橋桁 製作・架設工）請負契約の 変更契約の締結

問 変更契約による約690万円の増額の内訳は、どのような割合か。また、当初契約において見込んでいなかったのか。

答 内訳は、水切り板設置に係る費用約110万円、吊り金具設置に係る費用約180万円、夜間工事に係る経費約400万円である。

また、当初設計で過分な積算をすることはしないため、工事の進捗に合わせ、受注者や杉戸県土整備事務所との協議により変更するものである。

問 歩行者迂回路について、工事期間中の迂回が必要となるのか。また、通行に必要な高さは確保されているのか。

答 橋桁を県道蓮田白岡久喜線の上空に架設する際に、歩行者の安全を確保するため迂回路を設置するものである。

また、迂回路の側となるP6橋脚^{そば}において約5メートルの高さである。



工事中の白岡宮代線P5橋脚